試験ワーキンググループ中間取りまとめ
～情報処理安全確保支援士制度～

平成２８年４月

産業構造審議会商務流通情報分科会

情報経済小委員会

試験ワーキンググループ

内容

・産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 試験ワーキンググループ
委員名簿　及び　開催状況

１．はじめに

近年の情報技術の浸透に伴い、サイバー攻撃の件数は増加傾向にあり、その対象の広がりや技術の進展、被害規模の拡大はすさまじいものである。２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を控え、万全な情報セキュリティ対策の体制整備が求められているところ、実態としては情報漏えい事案が頻発している。これらの事案発生の背景には、企業等における情報セキュリティ対策の必要性への意識が未だ低調であることに加え、情報セキュリティ対策を担う実践的な能力を有する人材不足があり、我が国の社会全体として早急な情報セキュリティ人材の確保が求められている。

情報セキュリティ人材の育成に関しては、従来から、独立行政法人情報処理推進機構（以下「ＩＰＡ」という。）が実施する国家試験「情報処理技術者試験」の中で、「情報セキュリティスペシャリスト試験」（以下「ＳＣ試験」という。）が行われてきており、また、他の全ての試験区分においても、平成２６年度から情報セキュリティに関連する出題を強化・拡充してきた。さらに、組織内で情報セキュリティマネジメントを推進する人材を対象とした「情報セキュリティマネジメント試験」を平成２７年１０月に創設し、平成２８年度春期試験から実施されたところである。

一方、「情報処理技術者試験」においては、試験合格後のフォローがなく、最新の動向を踏まえて専門的な知識・技能が維持されているか確認できないといった指摘がある。『「日本再興戦略」改訂２０１５』（平成２７年６月３０日閣議決定）においても、セキュリティリスクや高度化するサイバー攻撃への対策を確かなものとすべく、それを支える人材の育成が急務であるとした上で、「サイバーセキュリティに従事する者の実践的な能力を適時適切に評価できる試験制度の充実を図る」こととされている。

以上の背景を踏まえ、平成２７年８月、経済産業省とＩＰＡが事務局となって「セキュリティ人材の確保に関する研究会」[1]を設置し、計５回の研究会を開催して、産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 ＩＴ人材ワーキンググループで提示された、今後必要な３つの情報セキュリティ人材像 [2]をベースに、制度の在り方を検討した。

その結果、これまで実施してきたＳＣ試験をベースとして、定期的に実践的な能力を確認する更新制の導入や登録者の情報を公開する登録簿の整備等を行い、情報セキュリティ人材の質の担保と人定の可視化を図る、新たな国家資格制度の創設が提言された。

---

[1] 当研究会の開催状況については経済産業省ＨＰを参照。
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/mono_info_service.html

[2]ここでいう人材像とは、①ホワイトハッカーのような高度セキュリティ技術者、②ユーザ企業において、社内情報セキュリティ技術者と連携して企業の情報セキュリティ確保を管理する人材、③安全な情報システムを設計、開発、運用するために必要な情報セキュリティに関する知識・技能を身に付けた人材、である。

この提言を踏まえ、「情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年五月二十二日法律第九十号)」において、情報セキュリティ人材の国家資格として「情報処理安全確保支援士」を創設するべく所要の改正を行うこととし、第１９０回通常国会に当該法案が提出され、成立したところである。

また、併せて平成２８年１月から、産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 試験ワーキンググループ（以下「試験WG」という。）を新設し、情報処理安全確保支援士制度に関する具体的設計等の検討を行った。

本報告書は、試験WGの中間取りまとめとして、これまでの検討の結果を踏まえ、法施行後に開始される制度の具体的な内容を示すものである。

なお、本報告書で示された具体的内容をもとに、必要な規程類については、今後、経済産業省及び制度の実施主体となるＩＰＡを中心に、準備を行っていくこととしている。加えて、新たに制度を作るだけではなく、情報セキュリティの国家資格を社会全体でどのように活用し、企業等における情報セキュリティ対策を進めていくべきか、産業界を交えて検討を深め、行動に移していくことが肝要であり、我が国の情報セキュリティの確保に向けて、あらゆるステークホルダー参加の下、積極的な取組が続くよう、働きかけていくことが求められる。

２．情報処理安全確保支援士制度の具体的設計

ここでは、「セキュリティ人材の確保に関する研究会」での議論等を通じて整理された情報処理安全確保支援士制度の全体像を概説した後、その個別の論点について、試験WGを通じて整理された具体的制度設計の内容を述べる。

（１）情報処理安全確保支援士制度の全体像

情報処理安全確保支援士制度においては、大きく分けて、次の３つの段階がある。

① 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者になるまでの段階
② 資格を有する者が登録を行うまでの段階
③ 情報処理安全確保支援士となった者が資格を維持する段階

それぞれの段階における具体的な制度の内容については、次節以降で述べることとし、ここでは制度の全体像について概説する。

＜情報処理安全確保支援士制度の全体像＞

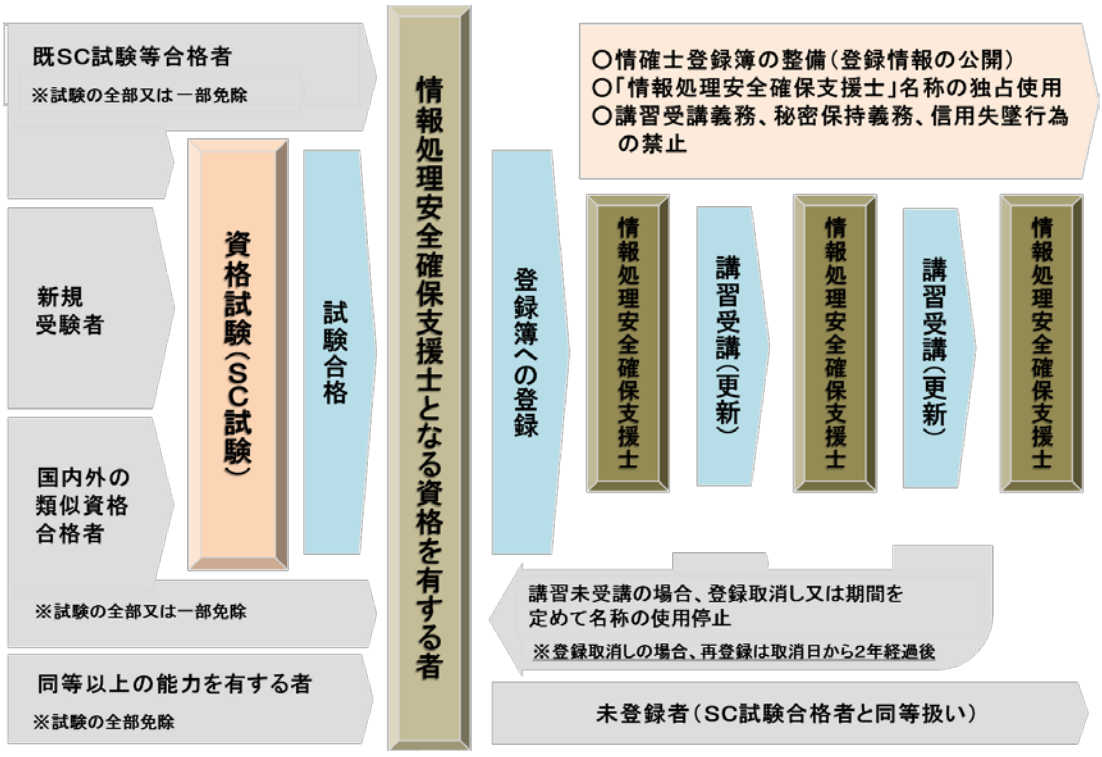

注）SC 試験等：情報ｾｷｭﾘﾃｨｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ試験、情報ｾｷｭﾘﾃｨｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰﾀ試験、ﾃｸﾆｶﾙｴﾝｼﾞﾆｱ(情報ｾｷｭﾘﾃｨ)試験
SC 試験：情報ｾｷｭﾘﾃｨｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ試験

情報処理安全確保支援士制度の創設に当たり、新たに本資格のための情報処理安全確保支援士試験（以下「資格試験」という。）を設ける。資格試験に合格した者（その他資格試

験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められる者を含む。）は、「情報処理安全確保支援士となる資格を有する者」となり、その後、「情報処理安全確保支援士となる資格を有する者」が登録簿への登録申請を行い登録されることにより、「情報処理安全確保支援士」となることができる。

情報処理安全確保支援士となった後は、名称の独占使用が認められる一方、信用失墜行為の禁止が課せられるとともに、継続的な知識・技能の向上を図るため、講習を受講することが義務化され、信用失墜行為や、講習を受講しなかった場合は、登録の取消し又は名称の使用停止といった措置がとられる。

また、情報処理安全確保支援士となった者には、業務に関して知り得た秘密の保持義務があり、それに違反した場合には前述の登録の取消し又は名称の使用停止措置に加え、罰則が適用される。

以上のような制度設計により、最新の情報セキュリティに関する高度かつ実践的な知識・技能を備えた人材を、国家資格を通じて確保するとともに、登録情報の公表による見える化を行い、企業等が安心してその人材を活用できるようにする。

（２）情報処理安全確保支援士試験の新設

「資格試験」は、情報処理安全確保支援士となる資格を有するかどうかを評価するために、安全な情報システムを企画・要件定義・設計・開発・運用・保守をするのに必要な情報セキュリティに関する知識・技能を有するか否かを確認するものである。現在、情報セキュリティの知識・技能を評価する試験としては、情報処理技術者試験の中の一区分として「ＳＣ試験」を実施しており、試験実施時点の情報セキュリティの知識・技能を測定している。

以上を踏まえ、資格試験については、試験実施時点の情報セキュリティの知識・技能を測定しているＳＣ試験をベースに新設し、情報処理安全確保支援士として必要となる情報セキュリティの知識・技能を有するか否かを評価することとする。

＜情報セキュリティスペシャリスト試験の出題構成＞

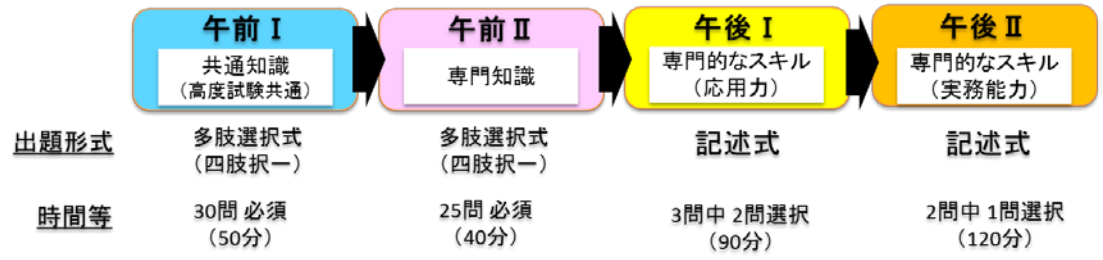

（３）資格試験を免除する者についての考え方

本制度上では、資格試験の合格者と同等以上の能力を有すると認められる者は、資格試験合格者と並んで「情報処理安全確保支援士となる資格を有する者」として、登録を行うことができるとしている。これは、既に高度な情報セキュリティ関連の実務に従事しているなど、国家資格を有するに十分な資質を備えていると認められる者については、資格試験を全部免除してもよいと考えられるためである。

また、前述のような高度な実務経験者以外にも、従来の情報処理技術者試験のうちＳＣ試験、情報セキュリティアドミニストレータ試験及びテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験（以下「ＳＣ試験等」という。）に合格した者については、情報セキュリティに関する知識・技能を有することが確認された者であるとして、「情報処理安全確保支援士となる資格を有する者」として認めることが適当と考えられる。

以下、類型に沿って、資格試験の一部又は全部免除の対象となる者について整理する。

なお、具体的に誰を、誰が、どのように対象者として認定するかというスキームの詳細については、今後、経済産業省及び制度の実施主体となるＩＰＡにおいて検討していく必要がある。

①従来の情報処理技術者試験のうちＳＣ試験等に合格した者の取扱い

これまでに情報処理技術者試験で実施したＳＣ試験等の合格者（以下「既合格者」という。）は、資格試験の全部を免除し、情報処理安全確保支援士となる資格を有する者とする。

ただし、既合格者のうち、合格から一定以上の期間（例えば３年間）を経過している者については、登録後速やかに講習を受講することを義務付け、最新の知識・技能の習得を図る。

なお、情報処理安全確保支援士制度の開始から一定の期間（例えば２年程度）をもって既合格者の登録申請の期限とし、登録申請期限経過後は資格試験の免除を受けることができないものとする。

②既に高度な情報セキュリティ関連の実務に従事している者の取扱い

国が指定するポストであって、当該ポストでの従事年数が一定期間（例えば２年程度）ある場合には、資格試験合格者と同等以上の能力を有する者として認め、資格試験の全部を免除し、情報処理安全確保支援士となる資格を有する者とする。

③他の情報セキュリティに関する試験・資格に合格した者の取扱い

当該試験・資格の合格が資格試験の合格又は一部試験の一定基準と同等以上である場合[3]には、相互認証を前提として、資格試験の全部又は一部を免除することとする。

④大学等の教育機関で情報セキュリティに関する課程を修了した者の取扱い

課程の修了が資格試験の一部試験の一定基準と同等以上である場合[4]には、資格試験の一部を免除することとする。

（４）情報処理安全確保支援士の登録と登録事項等の公開

情報処理安全確保支援士制度では、情報処理安全確保支援士の登録簿を整備するとともに、情報処理安全確保支援士の活用を促進し、政府機関や企業等の情報セキュリティ対策の強化を図るため、ホームページにおける登録事項の公開を行う。

①登録簿

登録簿への記載事項は、氏名、生年月日その他必要最低限の事項とする。また、その内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出る。なお、ここでいう登録簿とは、情報処理安全確保支援士の人定を確実に実施するために経済産業省に備えるものであり、その内容をそのまま公にするものではない。

②登録事項の公開

情報処理安全確保支援士の活用を促進するためにホームページにおいて公開する登録事項については、どの登録事項を公開するか否かは個人の任意とする。

ただし、企業等が当該者が情報処理安全確保支援士の資格を有しているかどうかを確認する際に必要となる一部の登録事項（登録番号、登録年月日、資格試験合格年月、講習受講日）については、公開を必須とする。

また、個人の任意の下、勤務先名称、得意分野・保有スキルを登録・公開できるものとする。

---

[3]同等以上であるか否かの判定は、他の試験機関からの申入れ等に基づき、国又は国が指定する機関において審査認定を実施することとする。
[4]同等以上であるか否かの判定は、大学側からの申請に基づき、国又は国が指定する機関において審査認定を実施することとする。

なお、登録事項を非公開にする場合等においても、法律に基づき、登録した際に発行する登録証以外に情報処理安全確保支援士が企業等に対して有資格者であることを証明するための仕組みとして、申請に応じて登録カードといった身分を証明できるものを提供すること等について、今後、経済産業省と制度の実施主体であるＩＰＡにおいて検討していく必要がある。

＜登録事項等の整理＞

登録事項		登録簿の記載事項	登録証の記載事項	公開の要否	備考
個人	① 氏名	●	●	任意	
	② 生年月日	●	●	任意	公開は生年月まで or 年齢表記
管理	③ 登録番号	●	●	必須	
	④ 登録年月日	●	●	必須	
	⑤ 資格試験合格日	●	●	必須	公開は年月まで
	⑥ 資格試験合格証書番号			任意	試験合格者のみ
	⑦ 講習受講日	●		必須	
	⑧ 登録取消日	●		－	公開情報からは消除
	⑨ 名称使用停止期間	●		－	公開情報からは消除（停止期間）
自己PR	⑩ 自宅住所等（電話番号・電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等）			任意	公開は都道府県まで
	⑪ 勤務先名称			任意	
	⑫ 勤務先住所等（電話番号・電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等）			任意	公開は都道府県まで
	⑬ 写真			任意	
	⑭ 得意分野・保有スキル			任意	
	⑮ その他（保有資格、支援実績等）			任意	

＜登録事項等の公開イメージ＞

情報処理安全確保支援士　公開ページ

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	資格試験合格年度	講習受講日	資格試験合格証番号	自己PR						
							自宅住所等	勤務先名称	勤務先住所（都道府県）	写真	得意分野・保有スキル	その他	詳細
CSE02059	2018年10月1日	制度 創	1990年4月	2018年	2019年1月26日	SC1234567	東京都	IPAコンサルティング	東京	－	＜得意分野＞ ・システム企画立案 ・基盤システム構築	・ネットワークスペシャリスト ・CISSP	A
CSE02560	2018年11月1日	－	－	2015年	2019年1月26日	SC2345671	－	－	北海道	有り	＜得意分野＞ ・情報セキュリティマネジメント ・システム運用管理	－	
CSE02561	2018年11月1日：	－	－	2010年	2019年1月26日	－	－	－	－	－	－	－	

個人ページイメージ

データ更新日：2018/10

No Image　A

氏名	制度 創　（セイド ツクル）
＜基本情報＞	
登録番号	CSE02059
登録年月日	2018年 10月1日
資格試験合格日	2018年
講習受講日	2019年 1月26日
生年月日	1990年 4月
資格試験合格証番号	SC1234567

＜自己PR＞	
自宅住所等	東京都----------
勤務先名称	IPAコンサルティング
勤務先住所	東京都----------
得意分野・保有スキル	＜得意分野＞ ・ システム企画立案 ・ 基盤システム構築 ＜保有スキル＞ ・ システム化戦略手法 ・ アーキテクチャ設計手法
その他（保有資格・支援実績）	＜保有資格＞ ・ ネットワークスペシャリスト試験、CISSP ＜支援実績＞ ・ 中央省庁、自治体システム監査実績 20件 ・ http://---------- ・ メール：seido_t@----.com ・ まずはご相談からお気軽にどうぞ

橙色：公開必須の項目

青色：公開任意の項目

（５）講習による更新制の導入

情報セキュリティに関する技術はまさに日進月歩で変化しており、資格試験に合格しても、その知識等は陳腐化してしまう。そこで、情報処理安全確保支援士には、継続的な知識・技能の維持等を図るため講習の受講を義務化し、義務に違反した者に対しては登録の取消し又は名称の使用停止を命ずることで、定期的にその能力を確認する制度とした。

講習の実施は、情報処理安全確保支援士制度において、有資格者の質を担保するために重要なポイントであり、知識・技能に加え倫理も科目とする。一方で、講習の内容や実施方法等を検討するに当たっては、有資格者としての一定の知識・技能の維持等を図るために十分な内容となっていることと併せて、情報処理安全確保支援士の時間的・経済的負担等にも配慮が必要である。そこで、制度自体の維持・継続が可能な内容となるように、いくつかの実施案を比較考量する形で検討を進めた。

なお、講習のほか、情報処理安全確保支援士として遵守すべき倫理等を内容とするリーフレット等の配布、また、メールマガジンやウェブサイトなどによる情報セキュリティ対策に関する情報の配信を行うことも有用との意見があった。

以下、試験WGにおける議論を通じて得られた方向性について記載する。ただし、引き続き詳細に検討すべき点があり、それも併せて以下に記載している。これらの点については、今後も経済産業省及び制度の実施主体となるＩＰＡを中心として検討を進め、制度の詳細設計を行っていく必要がある。

①講習の設計方法

講習の品質を担保するため、情報処理安全確保支援士として備えておくべき知識・技能・倫理の各科目の範囲を明確にした講習の指導要領を定め、この指導要領に基づき講習内容を構成することとする。また、講習を実施する者は、ＩＰＡ又はＩＰＡが認定した事業者とする。

＜指導要領のイメージ＞

科目	範囲
Ⅰ. 知識	最新の攻撃手法及びその技術的対策 情報システムの企画・要件定義・設計・開発・運用・保守に関すること 情報セキュリティの運用に関すること 情報セキュリティ技術に関すること 開発の管理に関すること

	情報セキュリティ関連法規とガイドライン、政策
Ⅱ. 技能	脆弱性・脅威の分析 　リスクの特定・算出・評価
	情報セキュリティ要件定義・設計・実装・テスト・運用・保守
	情報セキュリティ管理の支援 　情報セキュリティ侵犯への対処 　情報セキュリティポリシの作成と利用者教育
Ⅲ. 倫理	情報処理安全確保支援士として遵守すべき倫理 　守秘義務 　個人情報保護

②講習受講の時期と実施方法

講習は、①オンライン形式の講習（以下「オンライン講習」という。）、②集合形式の講習（以下「集合講習」という。）を組み合わせて実施する。

受講する時期については、情報処理安全確保支援士への登録後、オンライン講習は原則毎年受講することとし、また、集合講習は、登録後３年を経過するまでの間に少なくとも１回は受講することとする。

＜講習受講の時期のイメージ＞

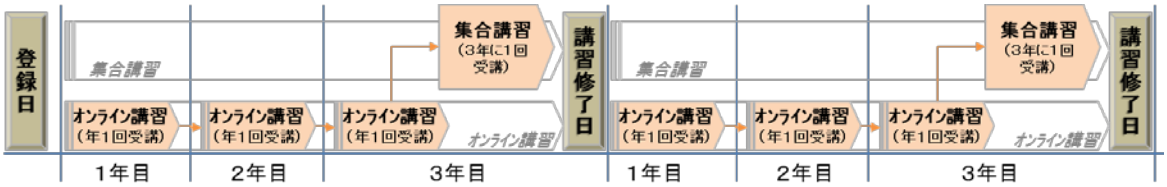

③講習の内容

１）オンライン講習について

オンライン講習は、集合講習の予習として、登録から１年ごとに年間計６時間程度を受講するものとする。オンライン講習は通年又は期間を限定して配信し、自宅等での受講も可能とする。

内容については、主に知識と倫理を問うものとし、技能に関しては集合講習において確

認することと整理する。また、集合講習においてオンライン講習の内容を踏まえた反転授業[5]を積極的に用いることで、替え玉受講等の不正な受講を防止する。

＜オンライン講習の内容イメージ＞

<table>
<tr><td rowspan="2">知識</td><td>例①
情報セキュリティシステムの開発に関すること</td><td>例②
情報セキュリティの運用に関すること</td><td>例③
情報セキュリティ関連法規とガイドライン</td></tr>
<tr><td>・サンプルアプリケーションプログラムと攻撃アプリケーションプログラムを使った脆弱性の被害体験
・対策の学習
・サンプルアプリケーションプログラムの修正
・修正したサンプルアプリケーションプログラムを使った対策の確認

※ 脆弱性を実習形式で学べるツール「AnCole」（IPA）のイメージ</td><td>・「ランサムウェア感染被害に備えて定期的なバックアップを」
・「ウイルス感染を目的としたばらまき型メールに引き続き警戒を」
・「ワンクリック請求の被害に備えシステム保護の設定を」
・理解度確認テスト

※ IPA の注意喚起「今月の呼びかけ」の内容を理解するイメージ</td><td>・サイバーセキュリティ経営の３原則
・サイバーセキュリティ経営の重要 10 項目
・サイバーセキュリティ経営チェックシート
・望ましい技術対策と参考文献
・理解度確認テスト

※ 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」の内容を理解するイメージ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">倫理</td><td colspan="3">例）遵守すべき倫理</td></tr>
<tr><td colspan="3">・情報処理安全確保支援士のあるべき姿・懲戒事例（情報セキュリティ技術者・業界関係者の不祥事）等に関する映像等を放映。
・集合講習の「Ⅲ．倫理」（後掲）で議論するテーマについて問いかけを提示。</td></tr>
</table>

２）集合講習について

集合講習は１日間（６時間）とし、全国主要都市において年２回程度の開催を検討する。

なお、対象者数に応じて実施回数・日程等を調整するほか、病気や海外勤務等のやむを

[5]自宅等での予習で得た知識を応用して、教室での授業時間に問題を解き、実習する形態の講義のこと。

得ない事由がある場合には受講すべき期間に猶予期間を設ける等、受講者にとっての負担も考慮する。

また、オンライン講習の習得度を確認（オンライン講習で出題された分野又は設問を含む習得度テストを実施）する場、有資格者同士の相互研鑽（グループ討議や意見交換を実施）の場、本人確認を適正に実施する場として位置付ける。

習得度の確認等において一定レベルに達していない場合については、再度講習を受講させ、再受講後もその能力が不十分と認められる際には登録の取消しを行うなど、情報処理安全確保支援士の質を定期的に担保するための機会となるよう、運用方法を検討する。

＜集合講習のイメージ＞

Ⅰ. 知識	１０：００ ～１１：００	・ガイダンス ・最近の情報セキュリティに関するトピック等の概説
	１１：００ ～１２：００	・事前学習の習得度の確認のための多肢選択式テスト ・講評
Ⅱ. 技能	１３：００ ～１６：００	・実務上の問題解決能力を問うケーススタディ（情報セキュリティ侵犯への対処等） ・その問題解決プロセス（どこに問題点があったか、どう対処すべきであったか、今後どのように改善していけばよいか等）についての自習 ・グループ討議と発表 ・講評
Ⅲ. 倫理	１６：３０ ～１７：３０	・事前学習で与えられたテーマについてのグループ討議と発表 ・講評

④その他

これら講習の受講に当たっては、受講料及び参加費用が必要となることが見込まれる。情報処理安全確保支援士の経済的負担や、他の国家資格における維持費等の相場も考慮しつつ、制度設計の具体的な内容（講習の開催頻度や規模等）と併せて検討する必要がある。

情報処理安全確保支援士制度においては、初めに資格試験に合格することによって能

力を評価する仕組みとなっている。したがって、講習を受講することなく、資格試験を再受験して合格することによっても、資格に足る能力を有するとして資格の維持を認めることができるのではないか、という意見がある。

一方、資格試験においては倫理面の確認が難しいことや、有資格者間のネットワークを構築するためにも講習の受講が有用であり、また、受講回数が豊富な情報処理安全確保支援士が、現場において評価される可能性があるのではないか、という意見もある。

これらの論点については、既に高度な情報セキュリティ関連の実務に従事している者及び一定の要件に該当する者等に対する講習の一部免除の取扱いや、やむを得ず受講できなかった者の救済措置の在り方等と併せて、今後も経済産業省と制度の実施主体であるＩＰＡにおいて検討していく必要がある。

（６）情報処理安全確保支援士制度の普及策

情報処理安全確保支援士が情報セキュリティの専門的・実践的な能力を有する人材として、我が国企業等における情報セキュリティ対策を牽引していくためには、本制度を普及させ、企業等から適切な評価を得られるような取組を進めていくことが不可欠である。ここでは、本制度が今後社会において積極的に活用されるよう、取り組むべき方策について述べる。これらの詳細や今後の進め方については、情報処理安全確保支援士の主なユーザとなる産業界等を交えて、継続して着実に議論を重ねていく必要がある。

①情報処理安全確保支援士が担う役割の明確化

本制度の普及のためには、情報処理安全確保支援士が、企業等における情報セキュリティ対策においてどういった役割を担うことができるのか、また逆に、どのような業務を担う者が情報処理安全確保支援士の資格を取得するべきなのか、それを整理し、明確にする必要がある。

情報処理安全確保支援士の人材像について、平成２７年８月に開催された「セキュリティ人材の確保に関する研究会」においては、「安全な情報システムを設計、開発、運用するために必要な情報セキュリティに関する知識・技能を身に付けた人材」として検討を行った。これらの人材は、ＩＴ製品・サービスベンダやセキュリティベンダだけでなく、ユーザ企業においても、情報セキュリティの専門的な知識・技能に基づいてベンダ企業とコミュニケーションを取り、調達基準の作成やその検証を担うことが必要とされた。

しかし、企業等における情報セキュリティ関連業務は非常に多岐に亘っており、企業規模や業種等によっても、その取組の程度は様々である。我が国全体の情報セキュリティ対策の推進のためには、幅広い企業において活用が可能な、情報セキュリティに関す

る業務（典型的・標準的な業務の内容等）とそれに対応する役割（典型的・標準的な役割の在り方等）の明確化が必要となる。情報処理安全確保支援士制度も、その業務・役割の中で一定の能力を担保するものとして活用されることが望ましい。

したがって、上記の業務・役割について、産業界等とも連携し早急に取りまとめ、情報処理安全確保支援士をその中に位置付けることが必要である。

②情報セキュリティを担う人材のキャリアパスの確保・メリットの付与

現状では、情報セキュリティに関する専門知識を有していても、企業等において積極的な評価に結び付いていないという実態がある。その現状を変え、情報管理に関わる多くの人材にセキュリティ知識や技能等を身に付けるインセンティブを与えるためには、①で述べた情報セキュリティに関する業務・役割に基づき、情報セキュリティに携わる人材のキャリアパスを確保し、能力に応じた適正な評価が行われるよう働きかける必要がある。

また、その一助として、情報処理安全確保支援士という名称だけでなく、わかりやすい通称・呼称（例えば登録情報セキュリティスペシャリストなど）を用意し、世間一般に普及させることや、情報処理安全確保支援士となった者に、バッジ等の身分を示すノベルティを制定すること、他のセキュリティに関する資格等との相互認証を行うこと等を通じて、国家資格自体のブランディングを行うことも重要である。

さらに、中小企業や地方における情報セキュリティ対策を強化することも重要であるため、企業経営層に対する働きかけや、全国でセミナーを開催する等、社会全体での意識改革を進めていく必要がある。

③有資格者のコミュニティの構築

情報処理安全確保支援士が社会において実務者として活躍していくためには、義務となっている講習を受けることによってのみ最新の知識等を得るのではなく、同じ士業同士の情報交換、勉強会等相互啓発を通じた自己研鑽の場を得ることが重要と考えられる。また、このようなコミュニティがあることは、情報処理安全確保支援士の資格を得るためのインセンティブにもなる。

有資格者のコミュニティを構築する方策としては、以下の取組が考えられる。

- 有資格者向けの定期的な業界の第一人者を招いたシンポジウムやカンファレンスの開催
- 有資格者向けのＳＥＣＣＯＮ（セキュリティ技術を競う大会）の開催
- 有資格者向けの損害賠償保険等の創設・運用

- 業務分野/スキルレベルごとの勉強会、研究会、限定セミナー等の開催
- 定期的な情報交換会や異業種との交流会の開催
- ビジネスマッチングの実施　　等

これらの取組については、情報処理安全確保支援士制度の開始後、有資格者の人数規模や所属組織の傾向等を分析し、有資格者のニーズに基づいた取組を進めていくことが必要となる。また、公式なイベント等の開催にとどまらず、有資格者同士で自主的なコミュニティ形成が進んでいくことが理想である。

なお、これらのコミュニティ形成の核となる事務局については、弁護士会等のように有資格者によって構成される自助組織が担うことも考えられるが、制度創設からしばらくは困難と思われるため立ち上げ時には、国の支援が重要である。具体的な実施方法については、制度開始後も経済産業省及び制度の実施主体となるＩＰＡを中心として継続して検討していくことが必要である。

④情報処理安全確保支援士制度を活用した情報セキュリティ対策推進への働きかけ

情報処理安全確保支援士の企業における活用を進め、ひいては我が国全体の情報セキュリティ対策を向上させるためには、企業等に対して積極的な取組を働きかける必要がある。

既に企業経営層への啓発を意図して、平成２７年１２月に「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を策定し、普及を図っているところであるが、今後は情報処理安全確保支援士制度も活用し、より一層企業等における取組が進むような制度的支援を行うことが求められる。

具体的には、以下の取組が考えられる。

- 情報処理安全確保支援士やその他情報セキュリティ関連資格を有する者を活用し、情報セキュリティ対策を推進している企業に対する認定/表彰制度の創設
- 情報処理安全確保支援士が監査等を担った商品・サービス等に対する認定制度の創設
- 一定の業務分野に関する、情報処理安全確保支援士等の実践的な能力を有する人材の配置の義務化
- 企業等が保有する有資格者数等の情報公開の推進
- サイバーセキュリティ保険における有資格者数の要件化
- 政府調達における有資格者の参画の要件化

これらの施策を検討するに当たっては、企業規模や業種の違い等により、情報セキュリティ対策に取り組むべき水準が異なることや企業側への負担等を十分に考慮し、産業

界とも連携して適時適切な検討を進めていくことが重要である。

⑤産学官連携による継続的な人材育成のエコシステムの構築

情報処理安全確保支援士をはじめとした、実践的な能力を有する情報セキュリティ人材の育成を進めるためには、国家資格を通じた普及策だけでなく、基礎的なＩＴ教育の更なる推進や、労働者の能力開発への支援、教育機関等における人材育成等を進めることが重要である。

これら専門人材の育成に取り組むに当たっては、①で述べた情報セキュリティ対策を担う人材の業務・役割の整理や、②で述べたキャリアパスの構築と併せて、産業界の人材ニーズに即した研修等のコンテンツの整備を行っていく必要がある。

また、関係省庁と連携しつつ、労働者の能力開発や企業の人材育成を支援するため、資格取得等につながる教育訓練の受講費用等に関する給付・助成を推進するべきである。

３．終わりに

情報処理安全確保支援士制度は、平成２８年度中に制度を創設し、資格試験は平成２９年度からの実施を予定している。これまでに述べた方向性に従い、平成２８年秋頃までを目途に、必要な規程類の整備を進めていくこととなる。詳細については、経済産業省及び制度の実施主体であるＩＰＡにおいて検討を進めることになるが、必要に応じ、本WGにおいても議論することとする。また、制度創設後にも、ＩＴの進展など周辺環境の変化を見据えつつ、産業界等と適切に意見を交わし、本制度と一体不可分である情報処理技術者試験も含め、定期的に制度設計、財政基盤などを本WGで点検するなど、不断の見直しを行っていく必要がある。

一つのメルクマールとなる平成３２年（２０２０年）までには、制度開始後約３年間が残されているが、情報セキュリティ対策は我が国企業等における喫緊の課題である。世界では既に、情報の漏えいにとどまらず、電力等の重要インフラに対するサイバー攻撃によって､人々の生活に直接的なダメージを与えるような重大なインシデントも発生している。我が国一体となって推進していく情報セキュリティ対策を担う人材の育成において、国家資格である情報処理安全確保支援士制度の創設がその一助となるよう、今後とも産学官連携の下、早急に取組を進めていくことが求められる。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会
試験ワーキンググループ
委員名簿

有賀　貞一	ＡＩＴコンサルティング株式会社　代表取締役
岩丸　良明	国立大学法人東京工業大学　特任教授 （情報処理技術者試験委員会　委員長）
木内　舞	株式会社サイバーディフェンス研究所　情報調査部　部長
富永　由加里	株式会社日立ソリューションズ　常務執行役員
浜田　達夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会　常務理事
原田　要之助	情報セキュリティ大学院大学　教授
三谷　慶一郎 （座長）	株式会社ＮＴＴデータ経営研究所 情報戦略コンサルティングユニット長
宮武　由佳	トレンドマイクロ株式会社 リスク管理室シニアスペシャリスト

（五十音順、敬称略）

○オブザーバ

内閣サイバーセキュリティセンター
文部科学省高等教育局専門教育課
独立行政法人情報処理推進機構

産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会
試験ワーキンググループ
開催経緯

第１回
日時：平成２８年１月１５日（金）１３：００～１５：００
場所：経済産業省本館１７階 第３共用会議室
議題：情報処理安全確保支援士制度及び検討の進め方

第２回
日時：平成２８年２月２５日（木）１４：００～１６：００
場所：経済産業省本館１７階 第４共用会議室
議題：情報処理安全確保支援士制度

第３回
日時：平成２８年３月３０日（水）１５：００～１６：３０
場所：経済産業省本館１７階 第５共用会議室
議題：情報処理安全確保支援士制度